

## 都市整備局へ寄せられた都民の声(平成29年12月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
2	31	14	0	5	90	3	145

### ※上記区分の定義

**提言:** 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。

**意見:** 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

**苦情:** 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

**要望:** 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

**相談:** 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

**問合せ:** 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

**その他:** 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

### 寄せられた都民の声と対応事例

#### ▶(都民の声)宅地建物取引士資格登録申請について

私は契約社員として宅建業にパートタイムで2年間従事しているが、宅地建物取引士資格登録申請を行った際、実務経験として認められなかった。根拠として国土交通省令の「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」などを説明されたが、パートタイムは不可という記載そのもの書いているわけではなく、自力で確認することは困難である。是非ホームページにおいて「パートなど短時間勤務では不可で、フルタイムの時間で働いた期間が2年間である」と明記すべき。

#### ▶(対応)

このたびは、御意見をいただきありがとうございます。

当申請において、パートタイム労働等(その他正規社員以外の雇用形態を含む)での実務経験を認めていないわけではありませんが、業務内容や勤務時間が様々なこともあり、ホームページ等で一律に説明することは困難です。今後は窓口での説明を工夫するなど、申請者へのわかりやすい対応に努めてまいります。

#### 【参考】

宅地建物取引士の登録に係る実務経験は2年間必要とされており、実務経験と算入できる業務の内容以下のとおりとされています。(国土交通省令の「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」より)

「免許を受けた宅地建物取引業者としての経験又は宅地建物取引業者の下で勤務した経験をいい、顧客への説明、物件の調査等具体的取引に関するものと解される。受付、秘書、いわゆる総務、人事、経理、財務等の一般管理部門等の顧客と直接の接触がない部門に所属した期間及び単に補助的な事務に従事した期間については算入しないことが適当」。